

各 位

私学共済掛金過少納付問題に関する調査報告書について

当法人は、私学共済掛金納付に係る不適切な事務処理の全容解明を目的として、独立した第三者により構成される「私学共済掛金過少納付問題に関する第三者委員会」を令和元年10月10日付で設置し、必要な調査をお願いしておりました。

この度、令和2年1月29日付で当委員会から標記調査報告書を受領いたしました。当委員会の3か月余にわたる精力的な調査・検討に謝意を表するとともに、当委員会との委任契約に基づき本報告書を関係者の皆様に報告し、合わせて、下記の通り今後の学校法人の基本的な対応方針を報告いたします。

なお、対応方針の具体的な内容については決定次第改めて公表いたします。

記

- ・報告書に示された事実認定、評価、原因及び責任の分析等を改めて確認し、実効性のある再発防止策を、速やかに立案・計画し、実行に移します。
- ・日本私立学校振興・共済事業団の要請と私立学校教職員共済法の定めるところに従い、「2年を限度に遡及して報酬月額を訂正し」、過少となった納付金を納付します。なお、昨年12月26日には訂正算定は終了し、事業団に提出しており、事業団の確認を経て年度内に納付する予定です。

以 上

令和2年1月31日
学校法人大阪産業大学